

法人の設立等報告書

管理番号			
処理日			
登録事由	組織区分	業種コード	法人区分
課税標準区分	非課税区分	分割区分	

受付印

年 月 日

千葉県 県税事務所長 様

千葉県県税条例第22条の規定により次のとおり報告します。

納税義務者	(ふりがな) 本店等の所在地	〒	都道府県	電話() -
	(ふりがな) 法人名		(ふりがな) 代表者氏名	(印)
	法人番号			
設立登記年月日	..	資本金の額又は出資金の額	千円	事業年度
		事業の目的		.. から .. まで

報告の区分 設立 設置 廃止 変更 休業 解散 終了 合併 その他

事務所又は事業所の設置・廃止	本県以外に本店が所在するときは、本県における主たる事務所又は事業所	名称	所在地	設置・廃止年月日
			〒	設置日 .. 廃止日 ..
			電話() -	
	従たる事務所又は事業所(支店、出張所、工場等)の設置・廃止状況			設 廃 .. 設 廃 .. 設 廃 .. 設 廃 ..
	他の都道府県に本店を有する法人にあっては本県内の事務所等の設置・廃止状況			設 廃 .. 設 廃 ..
	連絡先等		〒	電話() -
支店等廃止の場合	他の支店等が本県内に存在 (<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない) ※存在する場合は下欄に記載してください。			
申告期限の延長の処分(承認)の有無	事業税	.. から .. までの事業年度から 月間		
	県民税	.. から .. までの事業年度から 月間		

報告事項の変更	①本店等の所在地※	変更前	
	②組織・商号	変更後	
	③代表者	変更年月日	年 月 日
	④資本金の額等	登記年月日	年 月 日
	⑤事業年度(決算期)		
	⑥連絡先等		
	⑦その他()		
※本店等所在地変更の場合		旧の本店等は事務所等として(<input type="checkbox"/> 存続 <input type="checkbox"/> 廃止)する。 ※本県内に本店が移転した場合は申告期限の延長の有無を記載してください。	

休業予定期間	.. から .. まで	理由及び状況	申告書の送付	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
--------	-------------	--------	--------	--

解散・終了 (合併解散を除く。)	清算人	住所	〒
		(ふりがな) 氏名	電話() -
			解散日 .. (登記日 ..) 終了日 .. (登記日 ..)

合併	被合併法人	住所	〒
		(ふりがな) 名称	電話() -
			合併日 .. (登記日 ..)

関与税理士住所・氏名	〒	選付を受けようとする金融機関及び支払方法	口座番号 (普通・当座)	銀行 支店
		電話() -		

法人の設立等報告書 記載の手引

(報告期限)

- 1 (1) 法人を設立した場合又は他の都道府県において主たる事務所若しくは事業所を設けて事業を行う法人が県内に事務所若しくは事業所を設置し、新たに納税義務が生じた場合は、設立の日又は当該事務所若しくは事業所を設置した日から1月以内に所管県税事務所に報告してください。
- (2) 報告した事項に変更を生じた場合は、その変更の事実が発生した日から10日以内に報告してください。
- (3) 解散、結了等又は事務所等を廃止した場合は、その事実が発生した日から10日以内に報告してください。

(添付書類)

- 2 (1) 新たに法人を設立した場合又は本県内に事務所若しくは事業所を設置し、新たに納税義務が生じた場合は、この報告書の提出の際に次の書類を添付してください。
 - ア 定款、寄附行為、規約又は規則の写し一部
 - イ 登記事項証明書又はその写し一通
- (2) 報告した事項に変更が生じた場合は、この報告書の提出の際に次の書類を添付してください。
 - ア 登記事項証明書又はその写し一通
 - イ 登記を要しない事項にあっては、定款又は株主総会議事録等変更の事実を証明できる書類の写し一部
- (3) 解散、結了等又は事務所等を廃止した場合は、この報告書の提出の際に次の書類を添付してください。
 - ア 登記事項証明書又はその写し一通(解散、結了、合併、支店登記してあった支店の廃止の場合等)
 - イ 合併契約書(合併の場合)

(留意事項)

- 3 (1) 「本店等の所在地」欄には、定款に記載されている本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
- (2) 「法人番号」欄には、13桁の法人番号を記載してください。
- (3) 「代表者氏名」欄には、法人を代表する者の氏名を記載し、代表者が数人ある場合はその全部を記載してください。
- (4) 「設立登記年月日」欄には、設立について登記簿に記録されている登記年月日を記載してください。
- (5) 「資本金の額又は出資金の額」欄には、登記した資本金の額又は出資金の額を記載してください。
- (6) 「事業の目的」欄には、定款その他これに準ずるものに記載されている目的のうち主なものを記載してください。
- (7) 「事業年度」欄には、法令、定款その他これらに準ずるものにより定められている事業年度を記載してください。
- (8) 「報告の区分」欄は、該当事項を○で囲んでください。
- 4 (1) 「本県以外に本店が所在するときは、本県における主たる事務所又は事業所」欄には、他の都道府県に本店等が所在する法人が本県内に支店等を設置又は廃止する場合において、本県内における主たる事務所又は事業所(本県における納税地)を記載してください。また、設置日又は廃止日は必ず記載してください。
- (2) 「従たる事務所又は事業所(支店、出張所、工場等)の設置・廃止状況」欄には、本県内に本店等がある法人は本県内及び本県外に所在するすべての従たる事務所又は事業所を、本店等が他の都道府県にある法人は本県内に所在するすべての事務所又は事業所を記載してください。また、本県内に所在する寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設(以下「寮等」という。)についても記載してください。
- (3) 「連絡先等」欄には、本店等の所在地以外の場所を申告書等の送付先とする場合にのみ、当該所在地を記載してください。したがって、申告書等の送付先を本店等にする場合は記載の必要はありません。
- (4) 「支店等の廃止の場合」欄には、他の都道府県に本店等が所在する法人で本県内における主たる事務所又は事業所(本県における納税地)を廃止する場合に記載します。本県内に他の支店等が存在(本県に納税義務が存続)する場合には、当該所在地及び名称等を記載してください。
- (5) 「申告期限の延長の処分(承認)の有無」欄には、本県内に事務所若しくは事業所を設置又は本店等の本県内への転入により、新たに納税義務が生じた法人が、既に地方税法第72条の25第3項及び法人税法第75条の2又は地方税法第72条の25第5項及び法人税法第81条の24第1項の規定により申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合に、延長された最初の事業年度及び延長月数を記載してください。
- 5 (1) 「報告事項の変更」欄は、該当する事項を○で囲んでください。
- (2) 「本店等所在地変更の場合」欄には、本店の所在地を変更した場合のみ、旧の本店の存続状況について記載します。また、本県内に本店等が移転した場合は、申告期限の延長の処分(承認)の有無を記載してください。
- (3) 休業の場合は、休業の理由及び状況についてなるべく具体的に記載してください。
- (4) 申告書の送付を希望しない場合は、「申告書の送付」欄の「不要」を○で囲んでください。
- (5) 合併があった場合には、合併法人及び被合併法人の納税地所管の県税事務所にそれぞれ報告してください。
- (6) 「還付を受けようとする金融機関及び支払方法」欄は、還付金が発生した場合に必要なになりますので、必ず記載してください。
- 6 報告書の「*」のついた欄は記載しないでください。なお、ふりがなは必ず記入してください。また、所在地等に方書・ビル名等がある場合も必ず記載してください。